

パブリックコメント実施要項

(仮称) 八千代市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子へのご意見をお寄せください

国は、平成 16 年 12 月に「犯罪被害者等基本法」を制定し、犯罪被害者等支援政策が進められています。令和 5 年度から 6 年度にかけて開催された「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」では、地方において犯罪被害者等支援を充実させるためには、生活を支援する制度・サービスを所管する市区町村の果たすべき役割は大きいと提言されています。

千葉県では、令和 3 年度に「千葉県犯罪被害者等支援条例」を施行し、令和 4 年 3 月には、被害者支援を総合的かつ計画的に推進するため「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指しているところです。

そのような近年の犯罪被害者等支援の流れを受け、本市においても被害者等に寄り添った支援を行い、市民等が安心して暮らすことのできる地域社会を目指すため、八千代市犯罪被害者等支援条例の制定に向けた検討を進めており、この度、条例案の骨子を作成いたしました。

つきましては、八千代市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、「(仮称) 八千代市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子」に対する意見募集を実施いたしますので、皆様のご意見をお聞かせください。

1 案件の名称

(仮称) 八千代市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子

2 提出者区分

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所・事業所を有する方
- (3) 市内に通勤・通学している方
- (4) 本件に利害関係のある方

3 提出方法

原則として、書面または市ホームページのパブリックコメントの意見募集にあるリンクから提出してください。また、書式は問いませんが、「(仮称) 八千代市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子について」と表題を明記の上、提出者区分、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、法人・団体名、代表者名及び所在地）を必ず記入してください。

4 提出期間

令和 7 年 1 月 4 日（火）～ 令和 7 年 1 月 3 日（水）（必着）

5 提 出 先

- (1) 持参 八千代市役所1階 コミュニティ推進課（平日：午前8時30分～午後5時）
- (2) 郵送 〒276-8501 八千代市大和田新田312-5 コミュニティ推進課宛
- (3) ファクス 047-484-8824
- (4) ちば電子申請サービス

6 提出された意見の取扱い

提出された意見を十分に考慮したうえで、条例案を作成します。

また、いただいた意見の概要と、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、（案）の骨子の修正を行なった場合は、その修正内容を公表します。

ただし、八千代市情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれているときは、当該情報を除いて公表するとともに、収集した個人情報については十分に注意し、特定できるような内容は掲載しません。なお、いただいた意見に対する個別回答はいたしませんのでご了承ください。

7 問い合わせ先

八千代市 総務部 コミュニティ推進課 電話：047-421-6718